2020年8月27日

コロナ禍における民生委員・児童委員活動について（2020年8月版）

民生委員・児童委員活動は「自主性」「奉仕性」「地域性」の3つの基本的な性格があります。これは強制されて行うことではなく、あくまで自主的にできる範囲のことを地域特性に合わせて行っていく活動であることを示しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は「災害」といえます。防災対策として重要なのはまずは一人一人が自分の身を守る「自助」であり、「自助」ができて初めて周囲の人と助け合う「共助」が可能です。

県民児協としては、まずは民生委員・児童委員の皆様の安全を何よりも優先して守るべきと考えます。

　民生委員・児童委員の皆様におかれましては、国や各市町村行政における指針や、地域の状況等を鑑み、無理のない範囲での委員活動を進めていただくようお願いいたします。事業実施に際しては、感染拡大防止に十分留意してください。

訪問・見守り活動の実施について

まずは目的・実施方法を確認し、代替手段でも可能な場合には、直接対面しない方法での活動も検討してください。電話やお手紙のポスティングだけでも、「気にかけている」気持ちは伝わります。

訪問・見守り活動を実施する場合は、以下の点に留意してください。

* 民児協・行政等関係機関と連携の上、委員が行う見守りの対象者及び訪問・見守りの方法（顔合わせ、ドア越し、インターホン等）・頻度等を決めたうえで、無理のない範囲で行ってください。
* 対象者と顔を合わせる際は、マスク着用のうえ、距離を保って、短時間で行いましょう。
* 訪問の際は、対象者の気持ちを尊重し、無理に顔合わせを行わず、ほかの方法にするなども検討しましょう。

サロン、通いの場の実施について

まずは目的を確認し、市町村の指針や会場の利用規則等に則って実施の可否を検討してください。実施する場合は感染症対策を考慮した実施方法や、実施に際しての参加ルール等も併せて検討することが必要です。

サロン、通いの場等の実施に際しては、「参考資料」等も参考にしてください。

保険等の補償/給付の範囲について

　以下の保険等については、新型コロナウイルス感染症の罹患についても補償/給付対象となりました。2020年2月1日に遡って補償/給付されます。ご不明点は、市町村民児協・県民児協事務局、または加入手続きを行った団体あてにご連絡ください。

1. 民生委員・児童委員活動保険
2. ボランティア活動保険
3. 互助事業

神奈川県民生委員児童委員協議会

電　話　045-311-1427　ファクシミリ　045-314-3472

メール　kmjk@knsyk.jp

＊参考資料＊

* 「研修会等における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

（公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会）

<http://chiba-minkyo.or.jp/minsei_info/data22/>

* 「通いの場×新型コロナウイルス対策ガイド」・「概要とチェックリスト」　第２版（６月２２日更新）

（東京都健康長寿医療センター研究所）

<https://www.tmghig.jp/research/release/2020/0529.html>

* 「コロナの中でもつながる方法」

（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会）

<https://www.osaka-sishakyo.jp/20200728/>

* 「感染リスクを抑えながらコミュニティを楽しむコツ」

（神奈川県）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/community/top.html>

* 「通いの場を開催するための留意点」・「通いの場に参加するための留意点」

（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html>

不安等がある場合は県民児協事務局にご連絡いただければ情報提供・相談等対応いたしますので、お気軽にご連絡ください。